

水巻町役場 電話 201-4321 FAX 201-4423

コミュニティ無線確認ダイヤル 電話 201-9119

中央公民館 電話 201-0401 FAX 201-0411

南部公民館 電話 202-2472 FAX 202-2473

総合運動公園 ・スポーツ振興係 電話 201-4000 ・テニスコート 電話 201-5757

いきいきほーる健康課 電話 202-3212 FAX 202-3621

子育て支援センター 電話 203-5772 FAX 203-5806

ほっとステーション(児童少年相談センター) 電話 203-1555 FAX 203-1553

図書館 電話 201-5000 FAX 201-0995

歴史資料館 電話 201-0999

障害者福祉センター 電話 201-0794

サクラほーる(高齢者福祉センター) 電話 201-3344

北九州市上下水道局 ・お客様センター 電話 582-3031 ・西部工事事務所 電話 644-7820

【遠賀・中間の休日救急医療】 遠賀中間休日急病センター 電話 282-9919

図書館・歴史資料館 設備工事のため臨時休館 休館日 9月1日(日) ~12月2日(月) 問い合わせ 図書館・歴史資料館

お知らせ

住宅の工事で固定資産税が減額できることがあります

次の工事を行ったときは、工事完了後3か月以内の申請で固定資産税が減額できることがあります。詳しくは問い合わせください。

新築・増築などの調査で町職員が訪問します

家屋の新築・増築の評価もれ、減失もれなどが無いかを調査するため、町職員が訪問することがあります。

県産の水産物を使った料理教室を開催します

とき 8月7日(水) 午前9時30分

健康のついで 村上祥子講演会 ちゃんと食べてちゃんと生きる

出てくたさい。

▽建物の全部または一部を壊したとき

▽土地や建物の所有者が住所を変更したとき

▽納税管理人を指定したり変更したりするとき

▽町職員をかたる詐欺に注意してください。訪問の際は身分証を提示します。

調査員が訪問します 毎月勤労統計調査特別調査

労働者の賃金や労働時間などの変化を調べる毎月勤労統計調査特別調査実施のため、調査員が対象となる事業所を事前に訪問します。

とき 8月1日(木) ~ 9月30日(月)

とき 8月24日(土) 午前8時30分 ~ 午後2時30分

対象 小学生以上の児童

内容 約20分の局地飛行

申込方法 往復はがきに、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、人数を記入して郵送してください。

募集

「親子ふれあい教室」北九州市上下水道局

普段は入ることのできない浄水場や浄化センターで、楽しみながら「水道」「下水道」の役割や仕組みを親子で学ぶイベントです。

とき 8月22日(木) 午前9時 ~ 午後4時30分

対象 小学生とその保護者

内容 施設見学、きき水体験、微生物観察、COD簡易測定

申込期間 7月10日(水) ~ 31日(水) 消印有効

精神障がい者家族サポート

「当事者どう関係ればよいのか」「病気のこともっと知りたい」など様々な思いを抱えている人は、ぜひ参加してください。

とき 8月10日、9月14日、10月12日、11月9日、12月14日

内容 土曜日午後1時 ~ 3時

問い合わせ はまゆうサポートセンター(吉田西)

相談

社会福祉協議会の相談事業

高齢や身体が不自由などの理由で、相談に来ることができない人は相談員が自宅を訪問します。

とき 毎週月曜日・金曜日(祝日は除く) 午後1時 ~ 4時

相談員 住民相談員

介護について困っていることや

【介護相談】

猫との暮らし方を提案

猫の飼い方教室

猫の飼い方、飼い主のいない猫との付き合い方など、無料で楽しく学べる暮らしの講座です。

とき 8月1日(木) 午後1時30分 ~ 4時

対象 小学生とその保護者

内容 施設見学、きき水体験、微生物観察、COD簡易測定

申込期間 7月17日(水) 午後1時 ~ 4時

相談員 介護支援専門員

司法書士の無料法律相談

とき 7月13日(土) 午後1時 ~ 4時

内容 相続、多量債務などの相談

相談員 司法書士

共同事項

問い合わせ 社会福祉協議会

【一般寄付】

水巻町文化連盟芸術部様

男性料理教室シニアMC様

匿名1件

【香典返し寄付】

遠賀町中央公民館(遠賀町今古賀)

定員 20人(先着順)

申込期限 7月29日(月)

申し込み・問い合わせ 宗像・遠賀保健福祉環境事務所保健衛生課(0940) 47局0344番

国を守る一員に 自衛官就職説明会

興味がある人は誰でも様子を見ることが出来る自衛官による「自衛官の就職説明会」です。

とき 8月4日(日) 午前10時 ~ 午後2時

別日程(八幡西区、岡垣町、中間市で、7月15日 ~ 9月1日に7回開催)もあります。詳しくは問い合わせください。

問い合わせ 自衛隊福岡地方協力本部芦屋地域事務所(223局0981番)

学校法人 福岡保健学院 http://hidamari-ie.jp みずまき助産院 ひだまりの家

JAの定期貯金 夏のキャンペーン2019

高齢者の医療や介護

認定証や通知書などが郵送される 切り替えの時期です

7月中旬に郵送

国保

被保険者証と高齢受給者証が一体化

現在の被保険者証は7月31日が有効期限です。8月から使用できる被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で送付します。新しい被保険者証が7月中に届かない場合は問い合わせてください。

【被保険者証と高齢受給者証が一体化】

別々だった被保険者証と高齢受給者証を1枚のカードとして「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。このカード1枚のみで医療機関などを受診できます。

【認定証の切り替えは8月1日からです】

「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」を持っている人は、7月31日が有効期限となっています。引き続き認定を希望する場合は8月30日までに申請をしてください。この認定証は、医療機関で提示すれば医療費の自己負担額が限度額までとなるものです。

●問い合わせ 役場保険年金係 ☎ 201-4321



7月下旬に郵送

後期

介護

8月は後期高齢者医療の更新月 被保険者証・限度額 認定証が切り替わります

●被保険者証

現在の被保険者証(薄緑色)は、7月31日が有効期限です。8月から使用できる被保険者証(薄紫色)は、7月下旬に郵送します。8月以降に医療機関にかかるときは、新しい被保険者証を窓口に提示してください。有効期間は来年7月31日までの1年間です。新しい被保険者証が7月中に届かない場合は、役場保険年金係に問い合わせてください。



●限度額適用(標準負担額減額)認定証

現在使用中の限度額適用(標準負担額減額)認定証の有効期限は7月31日です。この認定証をすでに持っている人で、令和元年度も同じように認定証を発行できる条件の人には、8月から使用できる認定証を、被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。

※新たに認定証の交付を希望する人は、役場保険年金係窓口での申請手続きが必要です。所得要件が町民税課税標準額145万円以上690万円未満に該当する人は制度改正により、平成30年8月から新たに限度額適用認定証の対象となっています。詳しくは問い合わせください。

●持ってくるもの 印鑑・被保険者証

●問い合わせ

▷役場保険年金係 ☎ 201-4321

▷福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎ (092) 651-3111

コンビニ収納が始まっています

65歳以上の人の 介護保険料が決定されます

令和元年度の介護保険料決定通知書を7月下旬に郵送します。決定通知書が届いたら、保険料と納付方法を確認しましょう。

【保険料の納め方】

●特別徴収(年金から天引き)

年金の支給月に決定通知の記載額が天引きされます。

●普通徴収(納付書払いまたは口座振替)

▷納付書払い 決定通知書に納付書が同封されています。毎月の納期限までに保険料を納めてください。

※コンビニで支払う場合、納期限が過ぎたもの、金額を手書きで修正したものは、支払いができません。

▷口座振替 決定通知書のみを送ります。8月~3月まで毎月、指定の口座から決定通知書に記載された金額が引き落とされます。

【給付制限】

保険料に滞納があると、1割または2割の通常の自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止められたりするなどの制限があります。失業などの事情で支払いが困難になった場合は、役場高齢者支援係まで相談してください。

【低所得者の保険料を軽減】

昨年までは、所得区分が第1段階の人のみ軽減していましたが。今年度は、10月からの消費税増税分を原資として第2・3段階の人まで対象者を拡大し、軽減幅も拡大して決定しています。

●問い合わせ 役場高齢者支援係 ☎ 201-4321

後期

後期高齢者医療

保険料の 軽減割合が変わります

令和元年度の保険料決定通知を7月中旬に送付します。保険料は全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合算して計算しています。

基準に応じて保険料の均等割額が軽減される場合がありますが、負担の公平をはかり、制度の持続性を高めるため軽減割合が見直しされました。

●令和元年度の軽減制度

同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額の合計額	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下でかつ被保険者全員が年収入80万円以下でその他各種所得なし	8割軽減(9割)	11,217円
33万円以下	8.5割軽減	8,412円
「33万円+28(27.5)万円×被保険者数」以下	5割軽減	28,042円
「33万円+51(50)万円×被保険者数」以下	2割軽減	44,868円

※()内は昨年度の数字

●問い合わせ 役場保険年金係 ☎ 201-4321

水巻町役場

職員人事異動

令和元年7月1日付

●問い合わせ 役場人事秘書係 ☎ 201-4321

【昇格】

●課長補佐

住民課課長補佐 川橋京美(住民課保険年金係長)(保険年金係長兼務)

税務課課長補佐 植田英次郎(税務課住民税係長)(住民税係長兼務)

学校教育課課長補佐 大辻直樹(学校教育課学校教育係長)(学校教育係長兼務)

●主査

住民課保険年金係主査 山本雅也(住民課主任)

企画課企画係主査 吉田亨(企画課主任)

企画課情報政策係主査 那木健太郎(企画課主任)

【異動】

●主査・主任・主事

生涯学習課 安元亜紀(子育て支援課)

下水道課 黒田直宏(税務課)

下水道課 松尾和敏(建設課)

学校教育課 龍頭健太郎(税務課)

住民課 稲田幸一郎(福祉課)

福祉課 小畑聖子(税務課)

税務課 井上真(子育て支援課)

税務課 清原紗希(住民課)

税務課 津田祐輔(生涯学習課)

建設課 四角信吾(下水道課)

子育て支援課 片岡脩太郎(財政課)

財政課 大本剛士(下水道課)

企画課 長畑嘉宏(学校教育課)

※氏名の後の()は、異動前の部署と職名です。

国民年金保険料の免除申請・納付猶予

国民年金 *イラカルト*

令和元年度免除申請の受付が 7月から始まります

7月は、令和元年度分(令和元年7月から1年間)の国民年金保険料の免除申請・納付猶予の受け付けが始まる月です。

希望する場合は、2年1か月前までさかのぼっての申請も可能です。

【免除申請】

国民年金保険料の納付が困難な場合に、申請して認められると、保険料の納付が「全額免除」または「一部免除」となります。本人、配偶者、世帯主それぞれの所得が一定額以下の人が対象です。

※令和元年度分の免除は平成30年中の所得で審査されます。

▷失業した人は、失業月の翌々年6月までは、その後再就職をしても所得は無いものと見なされるので、免除申請ができる場合があります。雇用保険受給資格者証または離職票を持ってきてください。

※配偶者、世帯主の所得が一定額以上ある場合は、

免除対象となりません。

※本人以外の方が申請するときは、認印が必要です。

【納付猶予】

「免除申請」よりも適用を受けやすい制度として「納付猶予」があります。所得の高い世帯主と同居している場合でも、50歳未満の人で本人と配偶者の所得が一定額以下のときには、保険料の納付が猶予される制度です。

▷学生納付特例制度

学生のため納付が困難な場合に、保険料の納付を猶予する制度です。まだ手続きをしていない人は、この制度をぜひ利用してください。

※令和元年度の在学が証明できるもの(学生証の表裏のコピーまたは在学証明書)と印鑑を持ってきてください。

●問い合わせ

役場保険年金係 ☎ 201-4321

「住みよき水巻」のまちづくりと一緒に!

水巻町職員を募集します



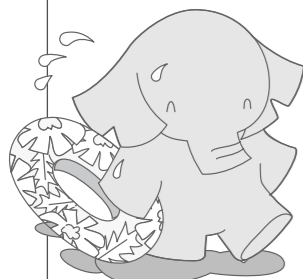
町では、令和2年4月から一緒に働く職員を募集します。1次試験は民間企業などで多く使われる「SPI3方式」で行います。まちづくりを推進する意欲ある人たちの応募をお待ちしています。

- 1次試験日 9月1日(日)～16日(月・祝)で受験者が選択する日
- ※希望するSPIテストセンターによって受験可能日が異なります。
- ※1次試験の手続きなどは、町ホームページまたは役場人事秘書係にある募集要項を確認してください。
- 試験会場 受験者が希望するSPIテストセンター会場
- 試験内容 SPI3(総合適性検査(能力検査・性格検査))
- 採用予定数・対象
- ▷一般事務職 2人・平成3年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人

- ※地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- 申込方法 役場人事秘書係にある申込書に、必要事項を記入して提出してください。
- ※郵送で申込書を請求する場合は、「採用試験申込書請求」と朱書きした封筒に希望職種を明記して、返信用封筒(A4サイズ・140円切手を貼付・返信先を記入)を同封して郵送してください。
- ▷郵送先 〒807-8501「水巻町役場総務課人事秘書係」(住所不要)
- ※町ホームページからも申込書の様子をダウンロードできます。
- 申込期間 8月1日(木)～16日(金)必着
- 問い合わせ 役場人事秘書係 ☎ 201-4321

総合運動公園プールと図書館・歴史資料館に

無料送迎バスが走ります



夏休み期間中は、総合運動公園プールと図書館・歴史資料館への無料送迎バスが運行します。安心・安全なバスを利用して、町の施設で楽しい夏休みを過ごしてください。

- 対象 町内の各小中学校の児童・生徒
- 発着場所 伊左座小学校・猪熊小学校の校門前、宮尾台公民館、武道館、町民体育館
- 運行期間 7月22日(月)～8月30日(金)
- ※図書館休館日は、図書館にバスは行きませんので注意してください。
- 運休日 土曜日、日曜日、祝日、8月13日(火)・14日(水)・15日(木)

- 問い合わせ
- ▷総合運動公園スポーツ振興係 ☎ 201-4000
- ▷図書館・歴史資料館 ☎ 201-5000

【バスの発車時間】

▷伊左座小学校区

行き	帰り	
伊左座小学校	プール	図書館
10:10	13:20	13:22
13:35	15:20	15:22

▷吉田小学校区

行き		帰り	
武道館	宮尾台公民館	プール	図書館
10:47	10:50	14:00	14:02
14:12	14:15	16:10	16:12

▷猪熊小学校区

行き		帰り	
町民体育館	猪熊小学校	プール	図書館
11:27	11:30	14:40	14:42
14:52	14:55	16:40	16:42

協働で進めて、みんなで伝える水巻の環境
町の環境情報を発信
環境 station

プラスチックごみ減らしませんか?

私たちの生活で毎日のように使われているプラスチック製品から出たごみが、世界中で問題視されています。プラスチックごみの一部が海に流出し、完全に分解されずに微小なマイクロプラスチックとして海を漂い、魚などの生物の体内に入るなどして蓄積され、生態系に害を及ぼしているという報告が数多くあります。プラスチックは便利なものですが、リサイクルやごみとしての回収が追いついていない状態です。これは世界中で取り組まなければいけない問題であり、G20でも主要な議題となっています。まず、自分たちでできることとして次のようなことを始めてみましょう。



- ◆水筒やマイボトルを使用しペットボトルの消費を減らしましょう。
- ◆マイバッグを持参し、レジ袋は使わないようにしましょう。



町は、プラスチックごみを未来に残さないため、4月から地域のお店と協定を結び、レジ袋削減の取り組みを行っています。協力をお願いします。

- 問い合わせ 役場環境係 ☎ 201-4321

住居表示板は必ず設置

町内では、迷わず目的地に行けるよう、「水巻町住居表示に関する条例第4条」で住居番号を表示するように定められています。

住居表示板の「町名表示板」と「住居番号表示板」が落失などしている場合は、住民係の窓口で新しいものを交付します。

また、新築などで新たに住居番号を設定する場合は、住民係で事前に申請が必要となるので手続きを行ってください。

町名表示板	住居番号表示板
頃末北一丁目	1-1

- 問い合わせ 役場住民係 ☎ 201-4321

1か月の病院代高くなったときは



国民健康保険加入者は、1か月の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。申請には保険証、領収書、世帯主の通帳、印鑑が必要です。

70歳未満の人、70歳以上で現役並み所得者I・IIや下表の低所得I・IIに該当する人は、事前に減額認定証・限度額適用認定証の交付を役場保険年金係で申請してください。

- 自己負担限度額の計算のポイント
- ▷月ごと(受診日が1日から末日)の自己負担額を計算します。
- ▷70歳未満の人は、医療機関ごとの入院と外来に区分して計算します。同じ医療機関でも歯科は別区分です。ただし、21,000円を超える区分が複数あるときは、それらを合算できます。
- ▷過去12か月間に4回以上、同一世帯で高額療養費の支給があった場合は、4回目から限度額が下がります。
- ▷入院時の食事代や、保険の利かない差額ベッド代などは対象外です。

●自己負担限度額(70歳未満)

所得要件 【総所得金額等-基礎控除(33万円)】	自己負担限度額
901万円超	25万2,600円+ (総医療費-84万2,000円)×1%
600万円超～901万円	16万7,400円+ (総医療費-55万8,000円)×1%
210万円超～600万円	8万100円+ (総医療費-26万7,000円)×1%
210万円以下	5万7,600円
住民税非課税世帯	3万5,400円

●自己負担限度額(70歳以上の国保加入者)

現役並み所得者	所得要件	外来+入院【世帯単位】	
		外来 【個人ごと】	
Ⅲ	町民税課税標準額 690万円以上	25万2,600円+ (総医療費-84万2,000円)×1%	
Ⅱ	町民税課税標準額 380万円～690万円未満	16万7,400円+ (総医療費-55万8,000円)×1%	
Ⅰ	町民税課税標準額 145万円～380万円未満	8万100円+ (総医療費-26万7,000円)×1%	
	町民税課税標準額 145万円未満の課税世帯	1万8,000円 ※3	5万7,600円
	低所得Ⅱ※1	8,000円	2万4,600円
	低所得Ⅰ※2	8,000円	1万5,000円

- ※1 低所得Ⅰを除く町民税非課税の世帯
- ※2 同一世帯の世帯主と70歳以上の国保加入者が、それぞれ年金収入80万円以下で、その他の所得がない町民税非課税の世帯
- ※3 年間の限度額は14万4,000円

- 問い合わせ 役場保険年金係 ☎ 201-4321

編集後記

頃末小、杵小、猪熊小の順で田植え体験をほしご取材。田植えをしたことのない私は、取材だからと「仕方なく」靴を脱ぎ、裸足で田んぼの中に入り、いぼりながら撮影。その甲斐あって、児童の田植え中の言葉表情を間近に感じながら撮影・取材することができました。この取材で印象に残ったのは、一緒に田んぼに入っている先生の子どものような屈託のない笑顔。校外学習の一環で指導のために「仕方なく」という感じは全くありません。それは、「羨ましい気持ちを抑えきれず」という本心を隠している人間には、はっきりとわか、ここでやめておきます。泥で汚れてしまった服を持ち帰り、妻に「仕方なく」と子どものような言い訳をした私です。(奥田)

男女共同参画社会についてあまり知らなかった私。今回、この内容が多岐にわたることを知りました。その中で男性(女性)の「仕事」といった意識があるかもしれない消防士と保育士という職業にスポットを当て、男女共同参画社会を皆さんに少しでも知ってもらおうと特集を組みました。

消防士の装備を付けたことありませんか。装備は重すぎです。服は暑すぎです。想像以上のつらさ。取材した濱田さんの大変さを実感しました。また、保育士の中園さんの園児に絶対ががをさせないという意識の高さにも驚かされました。取材に協力いただいた2人と事業所の皆さんへ、ありがとうございます。2人のこと、本当に応援しています。(近藤)

この広報紙は再生紙を使用しています。